

議案第61号

鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部改正について  
鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年11月24日提出

鹿屋市長 中西 茂

鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿屋市特別職の給与に関する条例（平成18年鹿屋市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

第2条 鹿屋市特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の鹿屋市特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、改正前の鹿屋市特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（提案理由）

令和5年8月7日に行われた人事院勧告を踏まえ、市長、副市長及び教育長の期末手当の支給割合を改定したいので、本案を提出するものである。